

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

本市は、大阪府の南部に位置し、北部・東部は高石市と和泉市、南部は大津川を境として泉北郡忠岡町と隣接している。また西部は大阪湾に面している。面積は、13.67km²(令和2年6月22日付告示)、うち約4.74km²が公有水面の埋立地で、東西約5.4km南北約5.5kmにわたる都市となっている。

①地震による被害想定

市における被害の想定

被害内容		想定地震	単位	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻断 層帯地震	中央構造線 断層帯地震	南海トラフ 巨大地震
気象庁マグニチュード				7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1	9.0~9.1
建物 被害	揺れ	全壊	棟	1,746	5,554	4	0	202	42
		半壊	棟	2,573	4,504	11	0	456	1,006
	液状化	全壊	棟	—	—	—	—	—	623
		半壊	棟	—	—	—	—	—	1,667
	津波	全壊	棟	—	—	—	—	—	359
		半壊	棟	—	—	—	—	—	4,581
出火	焼失	棟	1,365	1,376	0	0	0	0	
人的 被害	建物 倒壊	死者	人	11	125	0	0	0	2
		負傷者	人	997	891	3	0	154	145
	火災	死者	人	29	27	0	0	0	0
		負傷者	人	157	146	0	0	0	0
	津波	死者	人	—	—	—	—	—	2,205
		負傷者	人	—	—	—	—	—	1,276
出火件数	全出火	件	4	10	2	1	2	2	
	炎上出火	件	1(1)	3(7)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
り	災者数	人	17,747	38,708	53	1	2,470	—	
避難所	生活者数	人	5,147	11,226	16	1	717	19,226	
ライフ ライン	停電	軒	2,188	6,311	0	0	337	49.0%	
	ガス供給停止	戸	24,000	24,000	0	0	0	3,025	
	水道断水	人口	36,000	68,000	20,000	0	15,000	100%	
	固定電話被災	回線	1,762	13,217	98	0	979	94.1%	

(出典：泉大津市地域防災計画_令和2年修正版)

※泉大津市地域防災計画

https://www.city.izumiotsu.lg.jp/shisei/keikaku_siryou/bousai/1456912864741.html

※泉大津市総合防災マップ

<https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/sogoseisaku/kikikanri/map/hazardmap.html>

②津波・浸水による被害想定

府が公表した浸水面積、最大津波水位及び最短津波到達時間は、以下のとおりである。

なお、津波は自然現象で不確実性を伴うものであり、この想定を上回る津波が発生する可能性があることも指摘されている。(大阪府「津波浸水想定について(解説)平成25年8月20日公表)

表 市の浸水想定結果

浸水面積 (浸水深0.1m以上)	521ha
最大津波水位 (海岸線から沖合約30m地点)	4.4m
地震発生後 最短津波到達時間(+1m)	95分

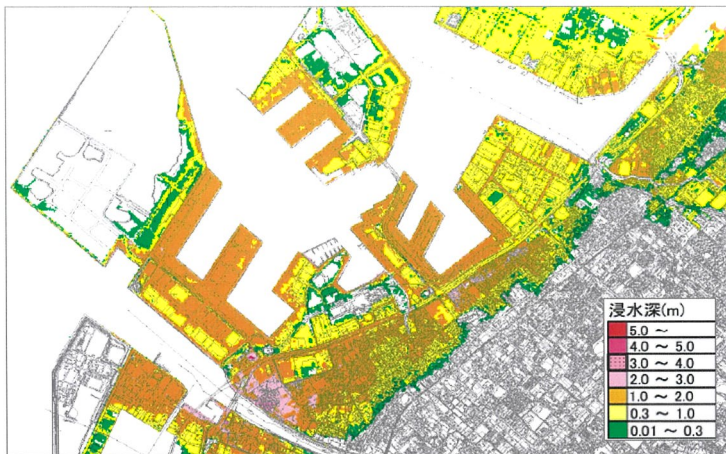


図 大阪府津波浸水想定 (泉大津市拡大)
(出典：泉大津市地域防災計画_令和2年修正版)

③感染症による被害想定

- ・従業員やその家族が罹患した場合は従業員が出勤できなくなる。
- ・海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなり売上が減少する。

(2) 商工業者の状況

大企業者数	1
中小企業者数	297
小規模事業者数	2,107
合計	2,405事業者

(出典：中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点)

(3) これまでの取組

①泉大津市の取組

- ・泉大津市地域防災計画の策定 (令和2年に修正)
- ・泉大津市総合防災マップ (ハザードマップ) の作成
- ・地区防災計画の推進
- ・避難所運営マニュアル改訂 (令和2年)
- ・災害時の応援に関する協定書の締結
- ・備蓄品 (感染症対策物品含む) の計画的な備蓄
- ・防災訓練の実施 (自主防災会との協働による防災訓練・避難所運営訓練・救急救命講習など)
- ・避難行動要支援者の名簿の整理
- ・津波避難ビル、福祉避難所、臨時避難所等の拡充
- ・地域住民への防災出前講座実施
- ・多様な媒体による災害情報の発信 (防災行政無線、エリアメール、コミュニティFM、ツイッター、LINE公式アカウント、Facebook、市役所広報車等、テレビを介しての情報伝達)

②泉大津商工会議所の取組

- ・事業者BCP普及啓発セミナーの共催
- ・事業者BCP策定ワークショップの共催
- ・事業者を対象に防災出前講座の開催
- ・平成30年に発生した台風の発生時にヒアリング、相談窓口の設置、支援施策の情報発信
- ・令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症に対する影響をヒアリング、相談窓口の設置、支援施策の情報発信
- ・大阪府商工会議所連合会「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に参画

2. 課題

- ・緊急時の取組にかかる泉大津市と泉大津商工会議所との具体的な協力体制が整備されておらず被害情報報告ルートが明確になっていない。
- ・緊急時における関係機関との連携体制が構築されていない。
- ・緊急時の具体的な体制や役割分担を職員間で十分に共有できていない。
- ・事業継続力強化に関して小規模事業者に対する助言や緊急時の対策・対応を進めるにあたり、必要なノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・中小企業・小規模事業者の災害に対する保険・共済への加入率が低い。

3. 目標

- ・実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：延べ7,000事業者
 - 令和3年度 1,400事業者
 - 令和4年度 1,400事業者
 - 令和5年度 1,400事業者
 - 令和6年度 1,400事業者
 - 令和7年度 1,400事業者
- ・緊急時における泉大津市と泉大津商工会議所との具体的な被害情報報告ルートを明確にする。また、災害発生時には管内の中小企業・小規模事業者の被害情報を収集し、必要な支援が講じられるように連携体制を構築する。
- ・緊急時の組織内における体制、関係機関との連携体制を構築し、職員全員が把握する。
- ・館内の中小企業・小規模事業者に対し災害リスク等を認識させ、事業者BCPの策定や損害保険への加入を促す。

4. その他

- ・泉大津商工会議所の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5. 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・令和3年4月1日～令和8年3月31日

6. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・泉大津商工会議所は、泉大津市と役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業所休業への備え、水災補償等の各種共済・保険制度加入等）について、事業者の説明する。
- ・泉大津商工会議所及び泉大津市が発刊する広報、泉大津商工会議所及び泉大津市ホームページ等の広報媒体において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、各種共済・保険制度の紹介を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援
- ・連携する特定非営利活動法人等の協力を得て、大阪府が提供する簡易版BCP様式による策定支援、もしくは同社が提供する簡易版BCP様式での策定支援。
 - ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援。
- c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握
- ・企業巡回や会議やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者BCP策定取組状況を確認する。
- d) 当該計画にかかる訓練の実施
- ・大阪府・市町村合同で実施する「地震津波対策訓練」に参加することで、泉大津市と泉大津商工会議所との連絡ルートの確認等を行う。(その他訓練は必要に応じて実施する)
- e) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の策定
- ・泉大津商工会議所は令和4年度末までに事業継続計画を策定する。
- f) 関係団体等との連携
- ・連携する特定非営利活動法人等に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及開発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- g) フォローアップ
- ・泉大津市防災担当課・商工担当課と泉大津商工会議所で、当計画の進捗状況の確認や改善点等について必要に応じて協議する機会を設ける。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を、泉大津商工会議所と泉大津市で連携・共有する。

b) 応急対策の方針決定

- ・泉大津商工会議所が、泉大津市と連携し、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・自然災害発生の際は、災害対策本部を設置し、泉大津商工会議所が策定した勤務可能者リストを基に、職員が参集し、泉大津市と連携し、応急対策に取組む。なお、職員自身の目視で命の危険を感じる災害の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。泉大津商工会議所と泉大津市は大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により、泉大津商工会議所は泉大津市と以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する。
1週間後～	地区内中小企業の被害状況に応じて、必要に応じて共有する。

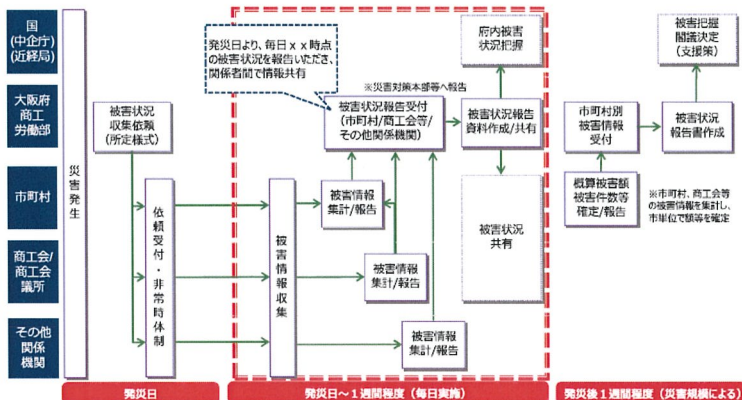
(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑にこなうことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・泉大津商工会議所と泉大津市は、地区内中小企業の被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、大阪府商工労働部が定める方法に基づき、双方で被害状況を確認、被害額を算出し、被害状況を共有する。
- ・泉大津商工会議所と泉大津市が共有した情報を、大阪府商工労働部が定める方法にて、泉大津商工会議所及び泉大津市より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況によって変更します。）



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・泉大津商工会議所は、地区内中小企業の災害被害の状況を踏まえて、必要に応じて相談窓口を安全性が確認された場所において設置する。加えて、国の依頼を受けた場合は、国が定める特別相談窓口を設置する。
- ・泉大津商工会議所は、泉大津市と連携し、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、泉大津市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ泉大津商工会議所ホームページ、泉大津市ホームページ等広報媒体で周知する。
- ・泉大津商工会議所は、感染症の場合に事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、大阪府商工会議所連合会「大規模自然災害時に際しての連携支援に関する取り決め」により、他の地域からの応援職員の派遣、物資の提供等を受け、応急対策に取り組む。

(別表2)

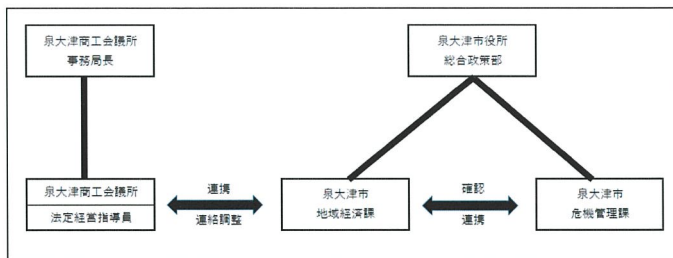
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

7. 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



8. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・経営指導員 河野勇人 (連絡先は (3) -①参照)
- ・経営指導員 辻 敏司 (連絡先は (3) -①参照)
- ・経営指導員 佐古夏己 (連絡先は (3) -①参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①泉大津商工会議所

〒595-0062 泉大津市田中町10番7号

TEL: 0725-23-1111

FAX: 0725-23-1115

E-mail: info@izumiotsu-cci.or.jp

②泉大津市 総合政策部 地域経済課

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

TEL: 0725-51-7651 (直通)

FAX: 0725-32-6000

E-mail: keizai@city.izumiotsu.osaka.jp

③泉大津市 総合政策部 危機管理課

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

TEL: 0725-33-9404 (直通)

FAX: 0725-21-0412

E-mail: bousai@city.izumiotsu.osaka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【 泉大津商工会議所 】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ 作成費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【 泉大津市 】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	0	0	0	0	0
・専門家派遣事業 ・セミナー開催費 ・パンフ、チラシ 作成費					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
特定非営利活動法人リスクマネジメント推進支援機構リスク・エイド 代表理事 吉田 浩 神戸本部 〒650-0031 神戸市中央区東町122-2 港都ビル8階 TEL: 078-327-3922 FAX: 078-334-1241
連携して実施する事業の内容
1. BCPセミナー、BCP策定ワークショップの開催 以下の項目を取り上げ、事業継続力強化の取組の重要性・有用性について理解いただく。 開催にあたっては、必要に応じてリアル&オンライン（ZOOM活用）のハイブリッドでの実施を予定。 ・BCPとは（意味・必要性・国内での取り組み状況について解説） ・大阪府、泉大津市を取り巻く自然災害 ・新型コロナウイルス等の感染症リスク ・個別企業におけるリスク ・事業継続力強化計画認定申請・BCP策定の意義（何を守る（継続する）のかを明確に） ・BCPと密接にリンクした保険手配が実効性を担保する ・BCPが対外的評価を高めた事例の紹介 ・BCP策定ワークショップの開催
2. 事業継続力強化計画&BCP策定支援事業 BCP策定の専門知識を持った専門家によるBCP策定の個別支援を行う。 (1) 事業継続力強化計画策定支援 自社の事業継続目的を明確にしたうえで、現状の課題を洗い出し、事業継続力を向上させるための具体的取組を決定する計画の策定を支援する。 (2) BCP策定支援 上記計画で定めた内容を実現するための具体的BCP策定を支援する。 (3) BCPブラッシュアップ支援 策定済みのBCPをブラッシュアップ（内容の見直し、訓練の実施など）するための支援をする。 (4) 保険及び共済制度の加入推進 上記計画で定めたアクションに必要な資金を確保するために必要な保険プログラムを策定し、保険手配を支援することで計画の実効性を担保する。
連携して事業を実施する者の役割
3. 泉大津商工会議所が主催する「BCPセミナー、ワークショップ」への講師派遣 特定非営利活動法人リスクマネジメント推進支援機構リスク・エイド（以下「リスク・エイド」と表記）は、全国最大規模の会計人集団のリスクマネジメント制度推進委員会と連携して同会所属の税理士・職員向けのリスクマネジメント（BCP策定支援含む）テキストや関与先向けのリスク対策指導ツールを提供するなどの実績があり、また損害保険会社の社員・所属代理店向けの事業継続力強化計画策定ワークショップを全国各地で展開、兵庫県内では10社を超える計画策定支援するなど、豊富な経験と実績がある。 リスク・エイドと連携することでBCP策定を必要とする事業者に策定の啓発および計画の実効性を高めるためのリスクファイナンスの強化について理解を深めていただくことが可能となる。また、事業継続力強化計画・BCP策定の個社支援に繋げることも可能となる。
4. 特定非営利活動法人リスクマネジメント推進支援機構リスク・エイドと連携したBCP策定支援 BCP策定を必要とする事業者へ訪問もしくはオンラインミーティングによるBCP策定のアドバイスを行う。

5. 特定非営利活動法人リスクマネジメント推進支援機構リスク・エイドと連携した保険・共済制度の加入推進

事業継続力強化計画およびBCPの内容に基づく保険プログラムの策定・保険等手配の推進を行う。

連携体制図等

